

公立大学法人首都大学東京図書情報センターの都民開放に関する要綱

平成17年首都大図書197号

制定 平成17年10月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、図書情報センター（以下「センター」という。）の所蔵する学術資料を、都民に開放することについて、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 センターは、大学の教育・研究のために収集した学術資料を都民に提供し、都民の生涯学習を支援することを目的とする。なお、運用にあたっては本学の教職員、学生の利用に配慮するものとする。

(利用資格)

第3条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する18歳以上の者とし、センター所蔵の学術資料を使つての調査・研究を目的とする者とする。ただし、受験等のための学習を目的とする者を除く。なお、他大学に属する者は、大学間の相互協力制度を利用することとする。

- (1) 都内に在住するもの。
- (2) 都内の事業所に勤務するもの。

(利用サービス内容及び利用対象資料)

第4条 センターにおいて利用できるサービスは、閲覧、貸出、複写とする。利用対象資料は、学系図書室又は研究室が所蔵する資料を除く。

(利用日)

第5条 センターは次の各号に該当する日を除き、利用することができる。

- (1) 図書情報センター利用規程第1章第3条に定める閉館日
- (2) 本学定期試験期等センター長が必要と認める期間

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、図書情報センター利用規程第1章第3条の4に定める開館時間内とする。ただし、センター長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(利用手続き)

第7条 センターにおける利用サービスのうち、閲覧又は複写のみを希望するものは、そのつど閲覧利用申請書に必要事項を記入して提出する。

2 センターの学術資料の貸出を希望する者は、都民利用カード発行申請書に必要事項を記入し、都民利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けることとする。なお、利用カードの交付に際して、登録に要する費用を別途細則に定める。利用カードの有

効期間は、発行の日から1年間とする。

3 いずれの場合も、都内在住在勤を証明する書類を提示することとする。

(利用者の責務)

第8条 センターを利用する者は、図書情報センター利用規程その他諸規定を守るとともに、利用方法については各館の定めた利用案内に従うこととする。また、職員の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第9条 センター長は、利用者が図書情報センター利用規程に違反し、もしくは職員の指示に従わないときは、センターの利用を禁止または制限することができる。

(実施細則)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、この要綱に定める手続を行う各組織がその所掌事務の範囲内において定めるほか、センター長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月28日から施行する。